

## 重 要 事 項 説 明 書

特別養護老人ホーム あくなみ苑は、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。

施設の概要や提供されるサービスの内容を次の通り説明します。(令和6年5月1日現在)

1. 施設管理者  
組合名 広域七ヶ町一部事務組合  
老人福祉施設 三室園組合  
組合所在地 奈良県生駒郡三郷町勢野西1丁目1番1号  
電話番号 0745(73)2101  
代表者氏名 管理者 木谷 慎一郎  
設立年月日 平成8年12月1日
  
2. 施設運営法人(指定管理者)  
法人名 社会福祉法人 宝山寺福祉事業団  
法人所在地 奈良県生駒市元町2丁目14-8  
電話番号 0743(74)1175  
代表者氏名 理事長 辻村 泰範  
設立年月 昭和21年10月10日
  
3. ご利用施設  
施設の種類 介護老人福祉施設  
施設の目的 要介護状態にある高齢者に対し施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴・排泄・食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする。  
運営の方針 介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立った介護福祉施設サービスの提供に努める。  
介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、また地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅介護サービス事業者その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。  
施設の名称 特別養護老人ホーム あくなみ苑  
施設の所在地 奈良県生駒郡安堵町岡崎33番地の1  
電話番号 0743(59)0070  
施設長氏名 田中 将史  
開設年月 平成8年12月  
入所定員 50人

#### 4. 利用対象者

当施設に入所できるのは、原則として介護保険制度における要介護認定の結果、「要介護3以上」と認定された方が対象となります。

入所時において「要介護3以上」の認定を受けておられる入所者であっても、将来「要介護3以上」の認定者でなくなった場合には、退所していただくことになります。

#### 5. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

##### (1) 主な職員の配置状況（令和6年4月1日現在）

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	指定基準	常勤職員	非常勤職員
施 設 長	1名	1名	
事 務 員	名	2名	1名
生活相談員	1名	1名	
介 護 職 員	15名	16名	11名
看 護 職 員	2名	2名	3名
介護支援専門員	1名	1名	1名
機能訓練指導員	名	1名	
管理栄養士	1名	1名	1名
調 理 員		外部委託	
医 師	1名		1名
そ の 他		名	名

※常勤職員には1日6時間以上かつ月20日以上勤務する職員を含む。

##### ○職務内容

- (1) 施設長－事業所の従業員の管理及び業務の管理を行う。
- (2) 医 師－ご利用者の健康管理を行うとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
- (3) 生活相談員－利用申込みの調整並びにご利用者の介護計画の作成と管理、ご家族との連絡調整を行う。
- (4) 看護職員及び介護職員－ご利用者に対し3：1以上の員数を配置する。看護職員は、ご利用者の心身の状況を把握し、短期入所生活介護が適切に提供されるよう介護職員とともに、ご利用者及びご家族に対し必要な助言、援助を行う。また健康管理上の助言や必要な場合には主治の医師等との連携調整を行う。介護職員は、短期入所生活介護計画に基づき介護サービスを提供する。
- (5) 機能訓練指導員－日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (6) 管理栄養士－ご利用者の栄養管理や提供する食事の献立作成、ご利用者への栄養指導などを行う。
- (7) 介護支援専門員－施設内での自立した暮らし、残存機能を引き出すことを目的として、個人を尊重したケアプランを作成・管理する。定期的にご利用者の状況を見て、現在提供している

介護サービスが適切なのかを確認し、必要に応じてケアプランの更新及び担当者会議を行う。

## 6. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険給付の対象になる場合

(2) 利用料金が介護保険給付の対象にならず実費が必要になる場合があります。但し所得に応じて減免する制度の適用を受けることができます。

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについての、利用料金は介護保険から給付されます。

(但し食費については、保険給付対象外となります。)

#### <サービスの概要>

##### ①食事

・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況を考慮した食事を提供します。

・ご契約者に食事をおいしく頂いてもらうため適時に適温にて提供します。

(食事時間)

・朝食 7 : 30 ~      ・昼食 12 : 00 ~      ・夕食 17 : 00 ~

##### ②入浴

・入浴又は清拭を週 2 回行います。

・身体状態が重度の方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

##### ③排泄

・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

・オムツ着用の方に対してかぶれ・床ずれ予防に配慮し、随時交換を行います。

##### ④健康管理

・嘱託医師や看護職員が、健康管理を行います。

・必要な場合には、通常サービス実施区域の医療機関への通院送迎を行います。

##### ⑤その他自立への支援

・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

・行事（年間・月間・週間）への参加による生きがい作りを行います。

#### <サービス利用料金（1日あたり）>

ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

(サービス利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて国が基準を定めています。)

#### 標準利用料金表

##### 日常生活継続支援加算

① サービス利用料金（1日あたり）	365 円
② そのうち、介護保険から給付される金額	328 円

③ 自己負担額 (①-②)	37 円
---------------	------

#### 看護体制加算 (I)

① サービス利用料金 (1日あたり)	60 円
② そのうち、介護保険から給付される金額	54 円
③ 自己負担額 (①-②)	6 円

#### 看護体制加算 (II)

① サービス利用料金 (1日あたり)	131 円
② そのうち、介護保険から給付される金額	117 円
③ 自己負担額 (①-②)	14 円

#### 夜勤職員配置加算

① サービス利用料金 (1日あたり)	131 円
② そのうち、介護保険から給付される金額	117 円
③ 自己負担額 (①-②)	14 円

#### 個別機能訓練加算 I

① サービス利用料金 (1日あたり)	121 円
② そのうち、介護保険から給付される金額	108 円
③ 自己負担額 (①-②)	13 円

#### 認知症専門ケア加算

① サービス利用料金 (1日あたり)	30 円
② そのうち、介護保険から給付される金額	27 円
③ 自己負担額 (①-②)	3 円

#### 栄養マネジメント強化加算

ご利用者一人一人の栄養状態に基づいて個別の計画を作成し、摂食・嚥下機能に応じた食形態で食事を提供させていただき料金、下記の通りです。

① サービス利用料金 (1日あたり)	111 円
② そのうち、介護保険から給付される金額	99 円
③ 自己負担額 (①-②)	12 円

その他、ご利用者の事情により下記の加算料金をいただくことがあります。

#### 療養食加算

ご利用者の心身の状態に応じて医師が食事箋を発行した場合、それに基づき適切な療養食を提供させていただき料金は、下記の通りです。

① サービス利用料金 (1日あたり)	60 円
--------------------	------

② そのうち、介護保険から給付される金額	54 円
③ 自己負担額 (①-②)	6 円

#### 経口移行加算

① サービス利用料金 (1日あたり)	283 円
④ そのうち、介護保険から給付される金額	254 円
⑤ 自己負担額 (①-②)	29 円

#### 経口維持加算 I

① サービス利用料金 (1ヶ月あたり)	4056 円
② そのうち、介護保険から給付される金額	3650 円
③ 自己負担額 (①-②)	406 円

#### 経口維持加算 II

① サービス利用料金 (1ヶ月あたり)	1014 円
② そのうち、介護保険から給付される金額	912 円
③ 自己負担額 (①-②)	102 円

#### 排せつ支援加算 (I)

① サービス利用料金 (1ヶ月あたり)	101 円
② そのうち、介護保険から給付される金額	90 円
③ 自己負担額 (①-②)	11 円

#### 排せつ支援加算 (II)

① サービス利用料金 (1ヶ月あたり)	152 円
② そのうち、介護保険から給付される金額	136 円
③ 自己負担額 (①-②)	16 円

#### 排せつ支援加算 (III)

① サービス利用料金 (1ヶ月あたり)	202 円
② そのうち、介護保険から給付される金額	181 円
③ 自己負担額 (①-②)	21 円

#### 褥瘡マネジメント加算 (I)

① サービス利用料金 (1ヶ月あたり)	30 円
② そのうち、介護保険から給付される金額	27 円
③ 自己負担額 (①-②)	3 円

#### 褥瘡マネジメント加算 (II)

① サービス利用料金 (1ヶ月あたり)	131 円
---------------------	-------

② そのうち、介護保険から給付される金額	117 円
③ 自己負担額 (①-②)	14 円

#### 初期加算

① サービス利用料金 (1日あたり) 30日限度	304 円
② そのうち、介護保険から給付される金額	273 円
③ 自己負担額 (①-②)	31 円

#### 再入所時栄養連携加算

① サービス利用料金 (1回あたり) 月1回に限る	4056 円
② そのうち、介護保険から給付される金額	3650 円
③ 自己負担額 (①-②)	406 円

#### 入院・外泊時加算

ご利用者が、6日以内の入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく利用料金は、下記の通りです。

① サービス利用料金 (1日あたり)	2494 円
② そのうち、介護保険から給付される金額	2244 円
③ 自己負担額 (①-②)	250 円

#### 配置医師緊急時対応加算

早朝 (6:00~8:00)・夜間 (18:00~22:00)

① サービス利用料金 (1回あたり)	6591 円
② そのうち、介護保険から給付される金額	5931 円
③ 自己負担額 (①-②)	660 円

深夜 (22:00~6:00)

① サービス利用料金 (1回あたり)	13182 円
② そのうち、介護保険から給付される金額	11863 円
③ 自己負担額 (①-②)	1319 円

通常の勤務時間外の場合 (早朝・夜間及び深夜時間を除く)

① サービス利用料金 (1回あたり)	3295 円
② そのうち、介護保険から給付される金額	2965 円
③ 自己負担額 (①-②)	330 円

#### 看取り介護加算

死亡日

① サービス利用料金 (1回あたり)	16021 円
② そのうち、介護保険から給付される金額	14418 円

③ 自己負担額 (①-②)	1603 円
---------------	--------

死亡日以前2日

① サービス利用料金 (1回あたり)	7909 円
② そのうち、介護保険から給付される金額	7118 円
③ 自己負担額 (①-②)	791 円

死亡日以前4日以上30日以下

① サービス利用料金 (1回あたり)	1460 円
② そのうち、介護保険から給付される金額	1314 円
③ 自己負担額 (①-②)	146 円

死亡日以前31日以上45日以下

① サービス利用料金 (1回あたり)	730 円
② そのうち、介護保険から給付される金額	657 円
③ 自己負担額 (①-②)	73 円

#### 科学的介護推進加算Ⅱ

① サービス利用料金 (1ヶ月あたり)	507 円
② そのうち、介護保険から給付される金額	456 円
③ 自己負担額 (①-②)	51 円

#### 自立支援促進加算

① サービス利用料金 (1ヶ月あたり)	3042 円
② そのうち、介護保険から給付される金額	2737 円
③ 自己負担額 (①-②)	305 円

#### 生産性向上推進体制加算Ⅱ

① サービス利用料金 (1ヶ月あたり)	101 円
② そのうち、介護保険から給付される金額	90 円
③ 自己負担額 (①-②)	11 円

#### 高齢者施設等感染対策向上加算

① サービス利用料金 (1ヶ月あたり)	101 円
② そのうち、介護保険から給付される金額	90 円
③ 自己負担額 (①-②)	11 円

#### 協力医療関連連携加算

① サービス利用料金 (1ヶ月あたり)	507 円
② そのうち、介護保険から給付される金額	456 円
③ 自己負担額 (①-②)	51 円

安全対策体制加算

① サービス利用料金（入所時に1回）	202 円
② そのうち、介護保険から給付される金額	181 円
③ 自己負担額（①－②）	21 円

介護職員処遇改善加算

一カ月の総単位数の14%の単位

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

食費、及び居住費（但し、所得により減免制度があります。）

多床室・個室

要 介 護 度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①サービス利用料金 （1日の場合）	5972 円	6682 円	7422 円	8132 円	8831 円
②そのうち介護保険 から給付される金額	5374 円	6013 円	6679 円	7318 円	7947 円
③介護サービス利用に係る 自己負担額（①－②）	598 円	669 円	745 円	814 円	884 円

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

☆月途中の入退所の場合など、利用状況に応じて清算します。

<サービスの内容と利用料金>

- ①預貯金等管理手数料
- ② 通常サービス実施区域以外への病院送迎・付き添い
- ③ 通常サービス以外の買い物送迎または代行
- ④ 入院中の洗濯
- ⑤ レクリエーション・クラブ活動における材料代等の実費

i) 主なレクリエーション行事予定

	行 事 と そ の 内 容	備 考
1月	お 正 月 （みなさんで新年をお祝いします。） 新 年 会	
2月	節 分 （施設内で豆まきを行います。）	
3月	彼 岸 法 要	
4月	滝寺お花祭り お花見遠足 （お弁当を持ってお花見に行きます。）	

6月	防 災 訓 練	
7月	七 夕	
8月	夏 祭 り 盆 供 養	
9月	敬 老 会 （職員一同で敬老のお祝いをします。） 彼 岸 法 要 遠 足 （施設外へみんなで遠足へ行きます。）	
10月	運 動 会 （紅白に分かれて競技で体を動かします。）	
12月	クリスマス会 （歌などの催しを職員と一緒にを行います。）	

## ii) クラブ活動

陶芸教室・お花教室・カラオケクラブ

## ⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

嗜好品・衣類等のご購入 実費

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

## 7. 入所中の医療の提供について

嘱託医師は入所者の健康管理を担当します。急性期医療（治療、入院を必要とする医療など）を必要とする場合は、ご利用者の希望により、協力医療機関等への紹介を行います。

必要な場合には通常サービス実施地域の医療機関への通院送迎について便宜を払います。

医療機関の名称	前田クリニック
所在地	生駒郡斑鳩町龍田西8-6-10
診療科	内科（火・金）
診療時間	10:00～12:00（火） 14:00～16:00（金）

## 8. 施設を退所していただく場合

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当することになった場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくこととなります。

- ① 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合。
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合。
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ⑤ ご利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご利用者から当施設の退所を申し出ることができます。

その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書を提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ②ご利用者が入院した場合。
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合。
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑥他のご利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ①施設介護サービス費の滞納が6ヶ月に及んだ時。
- ②他のご利用者や職員に対し危害を加える行為や甚だしい迷惑行為があつて、他のご利用者の安全な生活が脅かされると認められる場合であつて、施設では適切な対応がとれないと判断されるとき。
- ③合理的理由のない外泊が長期に及び施設介護サービスを提供する必要がないと認められるとき。
- ④他の介護保険施設を利用することが適切である場合、または他の介護保健施設の利用を希望される場合であつて、受け入れ施設が決定したとき。
- ⑤ご利用者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合。

※契約者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

②7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。

但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受け入れ準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。

この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

### (3) 円滑な退所のための援助

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者（ケアプランセンター）の紹介
- その他保険医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

## 9. 代理人（残置物引取人）

入所契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の所持品等（残置物）をご利用者自身が引き取れない場合に備えて、代理人（残置物引取人）を定めていただきます。

当施設は、代理人に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご利用者又は代理人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に代理人（残置物引取人）が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

## 10. 事故発生防止及び発生時の対応について

### ①事故発生の防止について

当苑ではセーフティマネジメント委員会を設置しています。毎月1回、委員会を開催し、ご利用者の状況を情報共有し、事故防止のための対策などを検討する会議を行っております。

委員会の構成は、施設長、生活相談員、看護師、施設ケアマネジャー、介護主任、介護副主任、介護職員（委員会担当職員）となっております。

また、日常の軽微な事故についても社内メールを活用し、全職員に情報を共有するように努めています。

### ②事故発生時の対応について

入所中にご利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治の医師や協力医療機関に連絡を行う等の必要な措置をとるとともにごご家族に連絡します。

事故発生時には、上記と同様の対応を行い、必要に応じて救急搬送等を行います。記録は5年間保管（記録の保存年限：サービス提供の日から5年間）し、必要時、または求めに応じて開示いたします。

事故発生時は、各市町村の介護保険課に事故の報告を致します。

## 11. 非常災害時の対策

非常災害対策のために別途防災計画並びに非常災害対策計画を策定しています。

非常災害対策計画に基づき定期的避難訓練（年2回）を実施しています。

## 12. プライバシーの保護と業務に必要な情報の利用について

私どもは、ご利用者本人及びご家族のプライバシーの保護には万全の注意を払います。但し、介護サービス計画の作成及び介護サービス提供のために必要な情報を業務として私どもが共有し、必要な場合にはあなたに介護サービスを提供する他の事業者はこの情報を提供すること

についてはご了承願います。

介護サービス計画を作成するには、医療情報（特に感染症など）も重要です。適切な介護を提供できるように正しくお知らせください。

私どもの職員には、職員でなくなった後も業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならないという守秘義務を課しています。

偽りの告知等のために介護に関わる事故が起こっても責任を負いかねることがあります。また、他の高齢者や職員に重い感染症が広がった場合の責任問題にまで波及する懸念もあります。

### 1 3. 虐待防止に向けた体制等について

管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施します。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とします。

- ① 事業所では、虐待防止検討委員会（特別養護老人ホームと一体で行なう）を設けます。その責任者は管理者とします。
- ② 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施します。
- ③ 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講します。実施研修またはオンライン研修で実施します。
- ④ 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力をします。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めます。

### 1 4. 協力医療機関について

入所者の健康管理及び急変時の対応として協力医療機関を定めています。協力医療機関については以下の通りです。

- 1 郡山青藍病院 〒 639-1136 奈良県大和郡山市本庄町 1-1  
TEL : 0743-56-8000
- 2 恵王病院 〒 636-0002 奈良県北葛城郡王寺町王寺 2-10-18  
TEL : 0745-72-3101
- 3 奈良厚生会病院 〒639-1039 奈良県大和郡山市椎木町 769-3  
TEL : 0743-56-5678

### 1 5. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施状況：有

調査機関名：特定非営利法人 市民生活総合サポートセンター

## 16. 苦情の受付について

施設介護サービスその他で、不服なことがあれば遠慮なく申し出てください。解決のために努力します。

私達は常に誠実な対応に心がけます。

### ○あくなみ苑窓口

苦情受付：生活相談員

苦情解決責任者：施設長

電話：(0743) 59-0070

施設で解決できない不服な点や、苦情があれば、以下の公的機関にお申し出いただくこともできます。

### ○市町村の窓口

安堵町役場

〒639-1061 奈良県生駒郡安堵町大字東安堵 853 (福祉保健センター内)

電話：(0743) 57-1590 (健康福祉推進室)

### ○公的団体の窓口

奈良県国民健康保険団体連合会

〒634-0061 奈良県橿原市大久保町 302-1 (奈良県市町村会館)

電話：(0120) -21-6899 (電算介護課介護保険係)